

## 相模原市立障害者支援センター松が丘園研修室利用要領

(下線部分を改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、相模原市立障害者支援センター松が丘園研修室(以下、「研修室」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(研修室の利用)

第2条 理事長は、障害者支援センターの業務に支障のない範囲において、次に掲げる団体に研修室を利用させることができる。

- (1) 市内障害者団体等
- (2) 市内自治会及び公共団体
- (3) その他、前2項に該当しない団体で、理事長が特に研修室の利用を認めた団体

(利用の制限)

第3条 次に掲げる活動を目的とする場合は、研修室を利用することができない。

- (1) 営利活動を目的とする場合
- (2) 宗教活動を目的とする場合
- (3) 政治活動を目的とする場合
- (4) 飲酒を伴う場合

(利用時間及び利用定員)

第4条 研修室の利用時間は、年末年始(12月29日から1月3日及び休館日を除く毎日、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、理事長が特必要と認めるときは利用時間を延長できる。

2 研修室の利用定員は、研修室を40人、研修室2を40人とする。

3 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症対策として、当面の間、利用定員を前項規程の1/以下とする。

(利用の承認)

第5条 研修室を利用しようとする者(以下「利用申込者」という。)は、理事長に申し込まなければならない。

- 2 前項の申込は利用日の属する月の2月前の月の初日から、利用日3日前までに来館又は電話で申し込まなければならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 3 理事長は、第1項の申込みを受けたときは、その利用目的又は内容を検討し、適当と認められる場合は、利用を承認する。
- 4 理事長は、施設の管理上必要と認める範囲内で、前項の承認に条件を付すことができる。

(利用承認の取消し)

第6条 次の各号の一に該当するときは、理事長は研修室の利用を承認した後においても、当該利用の承認を取り消し又はその利用を拒否することができる。

- (1) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 利用の申込みに虚偽又は不正があったとき。
- (4) 研修室の利用の承認を受けた者が前条第4項の規定による利用承認の条件に違反したとき。
- (5) その他支障があると認めるとき。

#### (利用者の義務)

第7条 第5条第3項の規定により、利用の承認を受けた者は「研修室利用申込書」を提出し、注意事項を守り、職員の指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、その利用が終了したときは、職員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。
- 3 備付備品(机、椅子、ホワイトボード)以外に必要な物品は利用者において用意すること。
- 4 発生したごみは、利用者が全て持ち帰ること
- 5 責任者は、感染拡大防止のため、次の措置を取らなければならない。

#### (1) 来館前

##### ア 来館前及び来館時の検温の実施

イ 2週間以内に以下の項目に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる。

ア) 37.5度以上または平熱と比べ1度以上体温が高かった場合。

イ) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさや、軽度であっても咳やのどの痛み、嗅覚や味覚の異常などの症状がある場合。

ウ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

エ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

ウ 利用中に必要な感染予防物品は準備すること。

#### (2) 入館時

ア 入館時はマスクを着用し、入口で手指消毒を行うこと。

イ 代表者は参加者全員について、利用者の連絡先、利用当日の体温、体調を確認し、確認内容を利用日から1か月間保管すること。

ウ 代表者は、当日の体調に不安のある利用者がいた場合は、利用を控えるよう促すこと。

エ 利用開始前に館内に人が密集しないよう、集合時間の分散などの工夫をすること。

#### (4) 研修室の利用中

ア 他の利用者等との距離を2m程度確保し、接触はしないこと。

イ マスクを着用すること。

ウ 換気の悪い密閉空間とならないよう、窓を開けるなどして、十分な換気を行うこと。1時間当たりの空気の入替回数は2回以上を目安とする。

エ 活動中は大きな声での会話等はしないこと。

オ 鼻水、唾液などが付いたマスク ティッシュペーパー等は、ビニール袋に入れ持ち帰ること。

カ 感染拡大防止のため、利用終了後は清掃と併せて、使用した物品や手を触れた場所の消毒を行うこと。消毒に当たって必要な物品は館が丘園で準備する。

ク 利用終了後は速やかに退館すること。

(5) 感染を疑われるものが出た場合の対応

ア 利用中に感染が疑われる者が出た場合は、速やかに医療機関・保健所へ連絡し、指名を受けること。併せて松が丘園職員にも知らせること。

イ 利用終了後 2 週間以内に参加者に感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うと共に松が丘園に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(委 任)

第8条 この要領に定めるもののほか、研修室の利用に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。